

同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いについて

三宅町住民福祉部 長寿介護課

1. 生活援助中心型算定の基本的な考え方

「生活援助」とは、利用者がひとり暮らしであるかまたは同居の家族等が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により、家事を行うことが困難な場合に行われる、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助（厚生労働省告示第19号）をいいます。

2. 「同居」の判断

- (1) 一般的な同居の定義：同じ家屋に家族等が住んでいること。
- (2) 2世帯住宅：家屋構造に関わりなく同居と考えます。
- (3) 同一敷地内に居住：家屋構造に関わりなく（別棟であっても）同居と考えます。

3. 「障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方

同居の家族等が以下の状況にある場合、居宅サービス計画・訪問介護計画に位置づけ、サービス担当者会議で最終的な判断をした上で、サービス内容を検討してください。

- (1) 障害…同居家族が障害（身体・知的・精神等）を有し、家事をすることが不可能である場合。
- (2) 疾病…同居家族が疾病のため、家事をすることが不可能である場合。
- (3) その他
 - ・同居の家族が、要介護認定または要支援認定を受けていて、家事が困難な状況にある。
 - ・同居の家族との家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない。
（例）介護放棄・虐待等
 - ・同居の家族が就労等で、長時間にわたり日中不在であり家事をすることが困難な状況にある場合。
（深夜を中心とした長時間勤務で家では寝ていなければならない場合や残業・出張が多く事実上家事を行うことが困難な場合等を含む）

4. 留意事項

生活援助の算定を行う場合の「やむを得ない事情」については個別判断になりますが、適用する場合は、①利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性②他の代替手段の利用について十分に検討してください。特に同居家族の就労を理由とする場合は就労の状況や休日の状況など細かい聞き取りが必要です。

5. 生活援助算定の手続きについて

同居家族がいる場合の生活援助の算定を行う場合は、事前に（様式1）「同居家族がいる場合の生活援助算定の理由書」に必要書類を添付し、長寿介護課に提出してください。承認期間満了時において、継続して利用を希望する場合も、再度必要書類を提出してください。